

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）の一部改正案の新旧対照表

○平成28年個人情報保護委員会告示第6号（個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編））

（赤字傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）</p> <p>目次 （略）</p> <p>1 目的及び適用対象</p> <p>1-1 目的 （略）</p> <p>なお、法の規定のうち、第24条（外国にある第三者への提供の制限）、第25条（第三者提供に係る記録の作成等）及び第26条（第三者提供を受ける際の確認等）、並びに第4章第2節（匿名加工情報取扱事業者等の義務）（法第2条第9項及び同第10項に定める「匿名加工情報」及び「匿名加工情報取扱事業者」の定義に関する内容を含む。）に関する内容については、各々について分かりやすく一体的に示す観点から、別途「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）及び「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）においてそれぞれ定めてい <u>る</u></p>	<p>個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）</p> <p>目次 （略）</p> <p>1 目的及び適用対象</p> <p>1-1 目的 （略）</p> <p>なお、法の規定のうち、第24条（外国にある第三者への提供の制限）、第25条（第三者提供に係る記録の作成等）及び第26条（第三者提供を受ける際の確認等）、並びに第4章第2節（匿名加工情報取扱事業者等の義務）（法第2条第9項及び同第10項に定める「匿名加工情報」及び「匿名加工情報取扱事業者」の定義に関する内容を含む。）に関する内容については、各々について分かりやすく一体的に示す観点から、別途「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）及び「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）においてそれぞれ定めてい</p>

改正案	現行
<p><u>(※1)</u>。</p> <p>(略)</p> <p>なお、認定個人情報保護団体 <u>(※3)</u> が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール（事業者団体ガイドライン等）を作成又は変更することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者や事業者団体等の会員企業等は、個人情報の取扱いに当たり、法及び本ガイドラインに加えて、当該指針又はルールに沿った対応を行う必要がある。特に、認定個人情報保護団体においては、法改正により、認定個人情報保護団体が対象事業者に対し個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとらなければならないこととされたことを踏まえることも重要である（法第53条第4項参照）。</p> <p><u>(※1) EU 域内から充分性認定（GDPR (※2) 第45条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定をいう。）により移転を受けた個人データを取り扱う場合には、別途定める「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」を参照のこと。</u></p> <p><u>なお、ここでいうEUとは、個人情報の保護に関する法律施行規則第十一条第一項の外国を定める件（平成31年個人情報保護委員会告示第1号）に定める国を指す。</u></p>	<p><u>る。</u></p> <p>(略)</p> <p>なお、認定個人情報保護団体 <u>(※)</u> が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール（事業者団体ガイドライン等）を作成又は変更することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者や事業者団体等の会員企業等は、個人情報の取扱いに当たり、法及び本ガイドラインに加えて、当該指針又はルールに沿った対応を行う必要がある。特に、認定個人情報保護団体においては、法改正により、認定個人情報保護団体が対象事業者に対し個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとらなければならないこととされたことを踏まえることも重要である（法第53条第4項参照）。</p>

改正案	現行
<p><u>(※2) 個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令95/46/ECの廃止に関する欧州議会及び欧州理事会規則（一般データ保護規則）（REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation))</u></p> <p><u>(※3)</u> 認定個人情報保護団体制度は、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者の個人情報又は匿名加工情報の適正な取扱いを目的として、対象事業者の苦情処理や対象事業者に対する情報提供を行う民間団体に対し、個人情報保護委員会が認定する制度であり、当該業務の信頼性を確保し、民間団体による個人情報の保護の推進を図ろうとするものである。</p> <p>(略)</p> <p>3 個人情報取扱事業者等の義務 (略)</p> <p>3-4 個人データの第三者への提供（法第23条～第26条関係） (略)</p> <p>3-4-4 外国にある第三者への提供の制限（法第24条関係）</p>	<p><u>(※)</u> 認定個人情報保護団体制度は、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者の個人情報又は匿名加工情報の適正な取扱いを目的として、対象事業者の苦情処理や対象事業者に対する情報提供を行う民間団体に対し、個人情報保護委員会が認定する制度であり、当該業務の信頼性を確保し、民間団体による個人情報の保護の推進を図ろうとするものである。</p> <p>(略)</p> <p>3 個人情報取扱事業者等の義務 (略)</p> <p>3-4 個人データの第三者への提供（法第23条～第26条関係） (略)</p> <p>3-4-4 外国にある第三者への提供の制限（法第24条関係）</p>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(参考)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法第24条</p> <p>(略)</p> <p><u>規則第11条の2</u></p> <p>法第24条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。</p> <p>(2) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。</p> </div> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(参考)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法第24条</p> <p>(略)</p> <p><u>規則第11条</u></p> <p>法第24条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(3) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。</p> <p>(4) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。</p> </div> <p>(略)</p>